朝来市告示第194号

公　示　送　達　書

次の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び朝来市税条例（平成17年朝来市条例第76号）第18条の規定に基づき公示します。

この書類は税務課において保管し、申出があればいつでも交付します。

令和８年10月30日

朝来市長　　藤　岡　　勇

送達すべき書類名	督促状　（　令和８年度　軽自動車税　全期　）
氏 名（名 称）	
中嶋　快晴	
NGUYEN　VAN　TUAN	

注意　　この書類は、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。